

八千代病院訪問リハビリテーション運営規程

平成 19 年 4 月 1 日制定

1. 目的

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業の適正な運営を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

八千代病院が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業を適用範囲とする。

3. 部署

主管部署・管理部署は総合リハビリセンターとする。（一部、介護事業部を含む）

4. 本文

（事業の目的）

第1条 社会医療法人財団新和会八千代病院（以下「事業所」という）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という）が計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、適切なリハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法または言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2. 事業の対象者は、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者（介護予防にあつては要支援者）とする。
3. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保険医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称および所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会医療法人財団新和会 八千代病院
- (2) 所在地 愛知県安城市住吉町 2 丁目 2 番 7 号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 医師 病院業務と兼務

管理者は、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療法上必要な事項の指導、助言を行う。

八千代病院訪問リハビリテーション運営規程

平成 19 年 4 月 1 日制定

(2) 責任者 1 名 理学療法士

責任者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(3) 従業者

医師 1 名以上 病院業務と兼務

理学療法士等 1 名以上 病院業務と兼務

従業者は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日 5 月祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日は除く。

(2) 営業時間 午前 8 時 25 分から午後 5 時

（事業の内容）

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあたっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療法上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族について説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付するとともに、当該計画に基づく適切なリハビリテーションを提供する。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施区域は下記のとおりとする。

安城市全域

知立市全域

刈谷市一部 一里山町、一ツ木町

岡崎市一部 橋目町、小針町、北野町、宇頭町、西大友町、西本郷町

豊田市一部 駒新町、駒場町、生駒町、高丘新町、高岡本町、花園町、中根町、若林西町、高美町、吉原町、若林東町、竹元町、中町、西田町、大成町、永覚町、上郷町、枹塚西町、福受町、広美町、和会町

（利用料その他の費用の額）

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 第 7 条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行う交通費については、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

5km 未満 250 円 10km 未満 500 円 以下、1 km 増すごとに 50 円加算

3. 駐車場がない場合は、有料駐車場を使用し、別途駐車料金を請求する。また、有料駐車場がない等の理由により、やむを得なく交通機関を利用する場合も費用を徴収する。

八千代病院訪問リハビリテーション運営規程

平成 19 年 4 月 1 日制定

4. 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者または家族に対して文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名を受けることとする。
5. 訪問予定日に事業所への連絡がなくキャンセルとなった場合は、交通費の実費を徴収とする。ただし、体調不良による場合は除外する。

(緊急時における対応方法)

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医、利用者家族、責任者、居宅介護支援事業所等に連絡を行う。
(関連：緊急時対応マニュアルを参照)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年 1 回以上）実施すること。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ハラスメントに関する事項)

第11条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 介護現場におけるハラスメント対策マニュアルの策定
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営に関する留意事項)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人財団新和会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

八千代病院訪問リハビリテーション運営規程

平成 19 年 4 月 1 日制定

5. 改訂履歴

平成 31 年 4 月 1 日 全面改訂

令和 3 年 4 月 1 日 第 10 条、第 11 条 追加

令和 6 年 9 月 1 日 書式変更 第 4 条、第 8 条、第 10 条 一部変更